

令和2年1月8日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和2年1月8日(水)
15時55分～17時05分
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室(2階)
- 3 議 事 議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について 3件
議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について 3件
議案第34号 農用地の許可に対する事業計画変更承認
申請について 1件
議案第35号 農用地利用集積計画の制定について
議案第36号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議に
ついて
- 4 協議事項 なし
- 5 報告事項 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出
2) 非農地通知について
3) 業務報告・予定
4) その他

出席委員 19名

1番 宇川 傳 治	11番 日 光 善 治
2番 中 島 一 朗	12番 三 輪 和 雄
3番 古 村 正 夫	13番 大 谷 文 男
4番 山 崎 和 英	14番 西 尾 信 秋
5番 田 悟 敏 子	15番 島 倉 博
6番 中 村 重 樹	16番 水 上 俊 秀
7番 和 田 俊 信	17番 杉 森 清 弘
8番 青 島 由 弘	18番 吉 江 秀 一
9番 高 藤 孝 一	19番 前 田 真 一 郎
10番 荒 木 貞 道	

令和2年1月8日農業委員会総会議事録

発 言 者	発 言 事 項
会長	<p>皆さん、明けましておめでとうございます。少し時間は早いですが、皆さんお揃いですので、始めさせていただきたいと思います。昨年中、皆様方には、耕作放棄地の確認や、各所有者さんのお宅への訪問等、いろいろとご協力いただき実りのある1年だったと思います。本年も、また事務局の方々や皆様のご協力をよろしくお願い致します。</p>
会長	<p>それでは、ただいまから小矢部市農業委員会1月総会を開催いたします。ただいまの出席委員は19名全員で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。本日の議事録署名委員を指名いたします。3番の古村委員さん、6番の中村委員さんをお願いいたします。それでは、本日の付議議案を申し上げます。</p> <p>○議案第32号 「農地法第3条の規定による許可申請について」 計3件</p> <p>○議案第33号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 計3件</p> <p>○議案第34号 「農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について」 計1件</p> <p>○議案第35号 「農用地利用集積計画の制定について」</p> <p>○議案第36号 「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」</p> <p>以上、5件の付議議案となっております。それでは議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。お願いします。</p>
事務局	<p>議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書1ページをご覧ください。</p> <p>受付番号14番は、売買により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は1筆で、合計面積は2,200㎡となっております。譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。位置図については1ページと2ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられています</p>

	<p>が、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。以上です。</p>
会長	<p>それでは、受付番号14番について、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>〇〇の〇〇です。調査報告をさせていただきます。譲受人は〇〇の〇〇さん、譲渡人は〇〇の〇〇さんです。申請地は、〇〇5409番地で、面積は2,200㎡です。所有権移転による売買になります。〇〇さんの息子さんが単身赴任をされているので、農業の縮小化を考えておられます。現在、認定農業者の〇〇さんに全てを委託されておられますが、申請地はその一部です。今後も、〇〇さんが耕作を続けられますし、〇〇の圃場整備の区域外ですので、特に問題は無いと思います。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの件について、何かご質問等はありませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、次に受付番号15番について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>受付番号15番は、売買により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は4筆で、合計面積は491㎡となっております。譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。位置図は3ページから5ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号15番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>それでは、報告させていただきます。譲受人は、〇〇の〇〇さん、譲渡人は、〇〇の〇〇さんです。申請地は、〇〇753番地、外3筆の田で、面積は491㎡です。位置図の3ページから5ページをご覧ください。〇〇さんにお話を聞いてきました。所有権移転の売買です。〇</p>

	<p>〇さんのご自宅が古くなり、後継者である息子さんも東京におられて、ご自分も高齢になり、田んぼを処分したいと考えられました。現在、田んぼの一部を〇〇さんが耕作されており、相談されたところ売買に承諾されたそうです。農土や用排水等には問題がありませんので、よろしくお願い致します。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの件について、ご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、次に、受付番号16番について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>受付番号16番は、売買により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は5筆で、合計面積は12,128㎡となっております。譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。位置図については、6ページから9ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより受付番号16番について調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>〇〇地区を担当することになりました、〇〇です。よろしく申し上げます。それでは、調査報告をさせていただきます。譲渡人の〇〇さんは、〇〇にお住まいですので、譲受人である〇〇さん、〇〇さんの息子さんの〇〇さんにお話を聞いて参りました。位置図の6ページをご覧ください。〇〇さんとありますが、こちらが〇〇さんのご実家です。10年程前からこちらは空き家となっております。申請地は〇〇283番地、外4筆の田で、合計面積は、12,128㎡です。295、296、297番地は一枚の田んぼとなっております。295番地だけは、現在も〇〇さんが耕作されております。その他は、同じ〇〇の認定農業者である〇〇さんが耕作されていましたが、今回、〇〇さん、亡くなられた〇〇さん、〇〇さんの合意の上で、〇〇さんとの売買が成立しました。〇〇さんは、息子さんの〇〇さんが継いでおられて、9名の社員の方とやっておられますので、問題は無いと思います。ただ、この申請地</p>

	<p>の田んぼは、用水の末端にあるので不便なのですが、しっかりと管理をされていくというお話でしたので、よろしくお願ひします。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。ただいまの件について、ご質問等はございませぬか。</p>
会長	<p>無いようですので、「異議なし」として議案第32号については「承認」としてよろしいですか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第32号については「承認」といたします。続いて、議案第33号「農地法第5条に規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>議案第33号の「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。議案書2ページをご覧ください。</p> <p>受付番号39番は、所有権の移転ということで譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。地目は田、2筆の合計面積が705㎡で、駐車場敷地への転用を行おうとするものです。位置図については10ページから14ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号39番について、調査報告をお願ひいたします。</p>
〇〇委員	<p>それでは、報告致します。譲受人は〇〇の〇〇さん、譲渡人は〇〇の〇〇さんです。申請地は、〇〇1548-2、外1筆で、合計面積が705㎡です。申請理由は駐車場敷地ですが、4月と7月に出ていた申請の残りの1区画になります。前回同様、敷地境界は泥止めをして、排水工事を行って、雨水は県道の側溝へ流します。地元の生産組合長、近隣の耕作者からの同意書も提出されておりますので、よろしくお願ひします。以上です。</p>

会長	ありがとうございました。ただいまの件について何かご質問等がございますか。
会長	〇〇さんの申請者はこれで終わりですか。
〇〇委員	今回で終わりです。
会長	以上無いようですので、次に、受付番号40番について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	<p>受付番号40番は、所有権の移転ということで譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。面積が116㎡で、資材置場敷地への転用を行おうとするものです。位置図については15ページから18ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可条件に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号40番について、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	<p>報告させていただきます。譲受人は、〇〇の〇〇さん、譲渡人は〇〇の〇〇さんです。申請地は、〇〇の98-1で、面積は116㎡です。現地を確認してきました。昨年までは稲が耕作されていました。今回、〇〇さんに電話でお話を伺いました。〇〇さんは、元々〇〇で事業をされていましたが、事業拡大して〇〇の方へ本社を移されたそうです。社長さん達は、〇〇にお住まいだそうです。位置図の15ページをご覧ください。昨年3月に、今回の申請地の隣に〇〇さんが、アパートと住宅敷地用地を既に造成されています。そして、こちらの97番地の宅地を〇〇さんが購入されました。〇〇さんは、小矢部市内に資材置場を考えておられたので、その隣の98-1の田の売買のお話が成立されました。位置図の17ページをご覧ください。そこに、道路位置指定変更箇所とあります。現地に白い紐が張ってありましたので、〇〇さんにお話を伺うと、下の方にある道路の幅が狭く、市の条例の規格に満たしておらず、住宅を造成するには不適であるということで、条例を満たす為に、この道路位置指定変更箇所に道幅を拓げます。この下の用悪水路は、土改の所有で、コンクリートで暗渠になっていますが、</p>

	所々が鉄板になっていました。危険なので、グレーチングにするそうです。それからこの道路は個人の所有だそうです。区長さんや土改の同意書も提出されていますので、よろしくお願いします。
会長	ただいまの件について、ご質問等はないでしょうか。
〇〇委員	この道路は私有地ということですが、一般の道路のように車が通っても大丈夫なのですか。
〇〇委員	この道路は、ここで行き止まりになっています。
〇〇委員	〇〇さんや〇〇さんのお宅への道になっていますね。
会長	要は、道路を拡張しないと住宅を建てるのが許可されないの、道路位置指定変更箇所を設けられたのですね。法的には何mですか。
〇〇委員	〇〇さんは、この 97 番地も宅地化されていますが、この道路を拡張しないと、ここを宅地として販売できないそうです。
事務局	すみません、そこまで調べていませんでしたが、現在は個人の所有地を道路位置指定で道路にしないと、この土地を宅地にできないという条件だそうです。
次長	確認をしてきました。建築基準法では、建物の敷地は道路に接することが義務付けられています。私道の場合、それを満たす為に道路位置指定として、土地の所有者が行政機関から指定を受けるという手続きがあります。今回は、この手続きをされて宅地造成に入ることになっています。位置図の 17 ページをご覧ください。下の方にある道路が、今既存の宅地に接している道路になります。こちらが開発された時に造成されました。この道路は、水路を含めて 5.2m の幅があります。この奥に転回広場、車が回転できる広場を作らなければならないという基準があります。その基準に則り、左の奥の方に転回広場があったということです。それで、宅地造成をされていたのですが、今回、上の方の資材置場の申請をされるに当たって、この転回広場が無くなっていることが発覚したそうです。5.2m で転回広場が無い場合は認可されないの、この申請者は、ご自分の土地から 80 c m くらい出

	<p>されました。水路から道路位置指定箇所までの 80 c mと元の 5.2mを合わせて 6mにし、転回広場が必要とならない、道路位置指定の申請手続きをされます。</p>
〇〇委員	<p>申請地に面している所だけが 6m道路ということですか。</p>
次長	<p>はい。</p>
事務局長	<p>最低、それで許可が出ます。</p>
〇〇委員	<p>真ん中に水路があっても、暗渠にしてあれば道路とみなされるということですか。</p>
次長	<p>こちらが宅地開発された当初から、道路として道路位置指定されています。水路から宅地側まで 80 c mを道路として指定されます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。他に無いようですので、次に受付番号 4 1 番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号 4 1 番は、使用貸借権の設定ということで借人が〇〇さん、貸人が〇〇さんです。面積が 228 m²、駐車場敷地への転用を行おうとするものです。申請地は、現況は雑種地ですが、昭和 50 年 9 月 3 日付で転用目的が住宅敷地ということで許可済みです。但し、住宅は建てられておらず、登記地目は田のままであり、新たに使用貸借権を設定するということで、今回 5 条申請を行うとともに、後ほどの議案にもありますが、事業計画変更申請を行うものです。位置図については、1 9 ページから 22 ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより受付番号 4 1 番について、調査報告をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>それでは、報告させていただきます。位置図は 19 ページから 22 ページをご覧ください。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇の〇〇さんです。申請地は〇〇167-2、面積は 228 m²です、今回、〇〇さんと〇〇さんに</p>

	<p>お話を伺ってきました。申請地は、昭和 50 年 9 月 3 日に住宅の建築ということで、5 条の農地転用の許可がされています。現在、申請地は擁壁で囲ってきれいに整備されています。当初、〇〇さんは、住宅を建てようと言われましたが、諸事情により、整地はしたけれど建設はできなかったそうです。この申請地の隣に〇〇の〇〇があります。駐車場が無いということで、〇〇さんに駐車場として借りることはできないかと相談があり、貸すことになったそうです。位置図の 20 ページをご覧ください。167-1 と 167-2、166-6 が〇〇さんの所有の土地で、その中での 167-2 だけが、登記簿上、田のままになっていたそうです。今回、駐車場として貸すということで、申請されました。自治会や隣接の耕作者からの同意書は出ていますが、昭和 50 年時点で、土改では、ここはもう田ではないという扱いになっておりますので、土改の意見書は出ておりません。よろしく申し上げます。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。それでは、ただいまの件についてご質問等はありませんか。</p>
〇〇委員	<p>この〇〇さんは、〇〇に田を持っておられますか。</p>
〇〇委員	<p>調べていませんが、持たれていると思います。</p>
会長	<p>以上で無いようですので、「異議なし」として議案第 3 3 号については「承認」としてよろしいですか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第 3 3 号については「承認」といたします。続いて、議案第 3 4 号「農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について」、事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>議案第 3 4 号の「農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について」ご説明いたします。3 ページをご覧ください。</p> <p>受付番号 3 番は、議案第 3 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」の受付番号 4 1 番と関連するものです。位置図については、23 ページから 25 ページをご覧ください。変更内容につきましては、譲受人の〇〇さんが住宅建築を行うため、昭和 50 年 9 月 3 日に許可を得まし</p>

	<p>たが、経済的理由により住宅建築が取りやめになり、承継者の〇〇に〇〇の駐車場として貸借するため事業計画を変更するものです。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号3番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>それでは、もう一度報告をいたします。当時、住宅を建設しようと申請し、許可されていましたが、今回駐車場として貸借するための変更ということで、よろしくお願いします。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまの件について、何かご質問等はありませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、「異議なし」として議案第34号については「承認」としてよろしいですか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第34号については「承認」といたします。続いて、議案第35号の「農用地利用集積計画の制定について」事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>議案第35号の「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。内訳につきましては、5ページの利用権設定集計にありますように、「10年以上」の利用権設定が1件で、面積が9,365㎡であり、新規が1件となっております。</p> <p>「1年以上3年未満」の利用権設定は1件で、面積が1,970㎡であり、更新が1件となっております。</p> <p>「6年以上10年未満」「3年以上6年未満」は、ありません。</p> <p>申請の内容は6ページに記載のとおりです。富山県農林水産公社の配分先は、別紙1のとおりです。</p> <p>これについては、農業経営基盤強化促進強化法第18条第3項の要件を満たしていると考えております。以上です。</p>
会長	<p>それでは、ただいまの件についてですが、ご質問等ありませんか。</p>

会長	無いようですので、「異議なし」として議案第35号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	それでは「異議なし」として、議案第35号については「承認」といたします。続いて、議案第36号の「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」事務局より説明していただきます。
事務局	<p>議案第36号の「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」ご説明いたします。議案書7ページをご覧ください。</p> <p>昨年10月に2市町村において、農業委員会の会長が農地法違反と収賄の疑いにより逮捕されたことにより、令和元年度全国農業委員会会長代表者集会におきまして、農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせが決議されました。そこで、決議の趣旨に則り、本日の総会において農業委員会の法令遵守を徹底するため申し合わせを行い、決議したいと考えております。それでは、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）を読み上げます。</p> <p>（決議を読み上げる）</p>
会長	ただいま、事務局の説明にありました「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について、ご質問等はございませんか。
会長	<p>この件について、私、県の常設審議委員会に初めて出席をさせていただきました。各地の代表15名と、県の関係者7名、学識者7名が出席されていました。その時に、特にこの件について、気を付けて業務にあたってほしいと言われました。それから、もう一つは、農業新聞の普及拡大に協力してほしいとのことでした。</p> <p>この件について、何かご質問等はございませんか。</p>
〇〇委員	これについて、何か研修をする予定はありますか。
事務局長	これは、全国で申し合わせまして、こういう意識で改めて取り組んでいこうというような意思表示になります。県レベルでの研修等に参加をしていくということで、特に小矢部市農業委員会で研修をするという様なことは無いと思います。

会長	他に無いようですので、「異議なし」として議案第36号については「了承」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	それでは「異議なし」として、議案第36号については「了承」といたします。これで、付議議案はすべて終了いたしました。協議事項は、今回はありません。次に、報告事項について事務局より説明していただきます。
事務局	報告事項説明 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出 2) 非農地通知について 3) 業務報告・予定 4) その他連絡事項
会長	それでは、ただいまの件について、ご質問等はありませんか。
会長	無いようでしたら、本日の案件については全て終了いたしました。これにて総会を閉会したいと思います。 閉会の挨拶を中島職務代理よりお願いします。
職務代理	どうもご苦勞様でした。イノシシの年も終わり、ネズミの年になりました。本日は時節はずれの春一番だそうで、また今年も異常気象ではないかと心配しております。良い年になればいいなと思っております。また、農業委員会も皆様のご協力をもって良い方向に進めるように、よろしく申し上げます。ありがとうございました。
	— 1月総会終了 —

上記の通り、総会の議事録を確認する。
なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

令和2年1月8日

会長 宇 川 傳 治

議事録署名委員 3番 古 村 正 夫

6番 中 村 重 樹